

Info

1

# 令和4年度専修大学大学院司法研修開講の御案内

<中央研修所>

日行連中央研修所では、平成16年から専修大学大学院と連携して司法研修を開講しています。令和4年度は、「改正民法及び改正家族法関連」をテーマに5日間、各日3コマの計15コマの集中講義を実施します。

近年、民法について大きな改正が続いています。日々実務にあたる皆様におかれましても、民法改正に関する動向や改正内容が実務へどのように影響し得るか、特に関心が高いと存じます。令和4年度は、民法改正を中心的なテーマとしつつ、家族法（特に相続法）改正の影響について担当いただく佐々木健教授と、債権法改正の影響について担当いただく梶村寛道教授の2名体制のもとで講義を進める予定です。

今後、ますます社会的ニーズの高まる業務分野の基本知識として、法律知識をしっかりと習得し、「身近な街の法律家」として国民の皆様の期待に添えるよう、より多くの会員の皆様に御受講いただければと思います（詳細は次ページの募集要項を御確認ください）。

\*\*\*\*\* 講師御紹介 \*\*\*\*\*

<p><b>講師：佐々木 健 教授</b> (法学部)</p> <p>《プロフィール》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●青森県八戸市生まれ</li> <li>●立命館大学大学院法学研究科民事法専攻博士後期課程修了(博士[法学])</li> <li>●札幌学院大学法学部准教授を経て、現在、専修大学法学部教授</li> <li>●専修大学法学部・大学院法学研究科において家族法関連科目を担当</li> </ul>	<p><b>【講師からのメッセージ】</b></p> <p>今回の家族法領域に関する講義内容としては、とりわけ、相続法分野に焦点を当てたいと考えています。その基礎知識として、いわゆる改正相続法（平成30年法律第72号）や遺言書保管法（平成30年法律第73号）の内容を踏まえつつ、実務への影響等について理論的側面から解説をいたします。あわせて、未施行ではありますが、将来的には相続実務に大きな影響を及ぼすと考えられる、いわゆる所有者不明土地に関連する民法改正についても解説する予定です。近年の社会経済情勢の変化に伴い深刻化する所有者不明土地問題を解決すべく、「民法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号）と「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（いわゆる相続土地国庫帰属法）」（令和3年法律第25号）が令和3年4月21日に成立しました（同月28日公布）。多岐にわたる論点が含まれますが、相続に関わる領域に特に焦点を当てながら、概説したいと考えています。</p> <p>受講される皆様にとって有意義な時間となるよう努めますので、どうぞよろしくお願いたします。</p>
<p><b>講師：梶村 寛道 教授</b> (法科大学院)</p> <p>《プロフィール》</p> <p>昭和53年 一橋大学法学部卒業 昭和59年 司法試験合格 昭和62年 弁護士登録（第一東京弁護士会）岡村勲法律事務所 平成5年 日本橋総合法律事務所開設 平成16年 専修大学法科大学院教授就任(実務家教員) 「要件事実（基礎）」 「要件事実」「民事実務演習（基礎）」 「民事実務演習」「民事法総合演習Ⅳ(家族法)」担当</p>	<p><b>【講師からのメッセージ】</b></p> <p>債権法改正の標語のもとで語られる「民法の一部を改正する法律」が平成29年（2017年）6月2日に公布され、令和2年（2020年）4月1日から施行されました。</p> <p>法務省のホームページには、「法のうち債権関係の規定（契約等）は、明治29年（1896年）に民法が制定された後、約120年間ほとんど改正がされていませんでした。今回の改正は、民法のうち債権関係の規定について、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に、社会・経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することとしたものです。」と説明されています。</p> <p>改正内容は、多岐に及びますが、具体的事例を示して、改正点を分かりやすく説明したいと思います。また、旧民法による契約書条項について、その改定案も検討したいと思います。</p> <p>この機会を利用して、2017年債権法改正の内容を理解いただければと思います。</p>

## 専修大学大学院における令和4年度司法研修 募 集 要 項

本会では、平成16年度から専修大学大学院の御協力を得て、司法・準司法制度の一角を担うに足る資質の担保を目指して、必要な能力を身に付けるための司法研修を展開してまいりました。

令和4年度は「改正民法及び改正家族法関連」をテーマに開講し、改正民法の全般的な概要及び行政書士の実務に直結する改正家族法に関連する講義を行う予定です。

隣接法律専門職種として位置付けられている行政書士が、より一層の法的素養を積み、更なる飛躍を目指す上で意義があり、また、権利義務・事実証明書類の作成等の分野で活躍する行政書士を筆頭に、全会員にとって大変有益と思われるので、多くの方の受講を期待いたします。

本講義は専修大学大学院での正規の授業として実施いたします。科目等履修生として一般の大学院生と同じ立場で学習することとなりますので、成績や受講態度が悪ければ単位認定されません。誠意と熱意をもって講義に臨まれるようお願いいたします。

なお、最少開講人数（30名）が設定されています。申込者が30名に満たない場合には開講されませんので、あらかじめ御承知の上、お申し込みをいただきますようお願いいたします。

**また、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催方法が急遽変更となる場合があります。あらかじめ御承知おきください。**

**目 的** 大学院科目等履修生として高度な専門分野の研究を行い、将来において司法・準司法制度の一角を担える人材の育成を目指すことを目的とします。

**出 願 資 格** 出願時点で、大学又は大学院を卒業している会員、若しくは高等学校卒業後の行政書士業務歴を5年以上又は短大卒業後の行政書士業務歴を3年以上有する会員を対象とします。

**講 義 概 要** (1) 科目名・単位数及び担当講師

科 目 名	単位数	担当講師
法律学応用特論 「改正民法及び改正家族法関連」	2 単位 (15コマ)	専修大学 法学部 佐々木 健 教授(6コマ) 法科大学院 梶村 寛道 教授(9コマ)

(2) 受講上の注意

- ①事前に教材と予習範囲が指定されますので、必ず指定された予習をした上で出席してください。また、レポートの提出やテストがあり、総合的評価の結果、単位を取得できない場合があります。出席して講義を聴いているだけの研修ではありません。
- ②厳格な出席管理が行われ、出欠状況が単位認定の評価に影響しますので、御承知おきください。
- ③受講にあたっては、行政書士の品位を保ち、大学の秩序を乱す行為をしないよう心掛けてください。
- ④総合的評価の結果に基づき、大学院の単位が与えられます。単位修得者は証明書発行料（和文400円、英文700円）の負担により、令和5年4月以降に単位修得証明書の発行を受けることができます。
- ⑤図書館等の大学の施設利用については、ガイダンスの際に大学側から説明がありますので、それに従ってください。
- ⑥講義では授業内容に関する質問は可能ですが、実務に関する個別の案件についての質問にはお答えできません。

## (3) 開講日 (予定)

	講義日程 (予定)
ガイダンス	第1回開講前に実施します。
第1回	令和4年10月8日(土)
第2回	10月15日(土)
第3回	11月5日(土)
第4回	11月19日(土)
第5回	11月26日(土)

■各開講日とも、2～4時限(90分×3講義)の開催となります。

2時限(10:45～12:15)

3時限(13:05～14:35)

4時限(14:50～16:20)

## (4) 受講場所

専修大学 神田校舎

東京都千代田区神田神保町3-8(専修大学ホームページ: <http://www.senshu-u.ac.jp/>)

※対面での講義を予定していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催方法が急遽変更となる場合があります。

## (5) 定員

50名程度(所属会不問)

**費用**

48,000円(内訳:登録料12,000円+履修料36,000円)

※登録料・履修料については、一定の審査を経て入学決定後、日行連にお振込みいただきます。本会が一括して専修大学に納入することとしています。

**出願方法**

会員専用サイト「連con」(<https://www.gyosei.or.jp/members/#login>)内にある以下の要項を御確認の上、必要書類を整え、期間内に日行連に御提出ください。

日行連ホームページ>会員専用サイト「連con」>中央研修所>開催案内  
>「令和4年度専修大学大学院における司法研修の出願方法について」

**出願期間**

令和4年2月1日(火)～令和4年3月10日(木) <締切日消印有効>

【お問合せ先】日行連事務局研修課  
TEL: 03-6435-7330